

真岡基署発 1127 第 1 号
令和 5 年 11 月 27 日

真岡労働基準監督署管内
労働災害防止団体長 殿

真岡労働基準監督署長



「続・労働災害防止対策緊急強化運動」の実施について（緊急要請）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の運営とりわけ労働災害防止並びに労働者の健康確保対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、真岡労働基準監督署では、労働者が労働災害に見舞われることなく安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、本年を初年度とした第 14 次労働災害防止計画を推進しており、同計画に基づき、令和 5 年 9 月 25 日から同年 10 月 31 日までの間、関係労働災害防止団体等とともに「労働災害防止対策緊急強化運動 2023」を展開するなど、取り組み強化を図ったところです。

しかし、10 月末現在、労働災害により 2 人の尊い生命が失われており、休業 4 日以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く。）は、前年同期より 40 人（34.5%）増の 156 人に達し、すでに前年の年間発生件数（154 人）を上回る勢いであるなど、極めて危機的な状況です。

また、これから年末年始を中心に慌ただしくなるにつれ、安全衛生管理水準の低下や不安全行動が生じやすくなるほか、設備点検・再稼働等が多くなることや、路面の凍結等により転倒のリスクが増すことなどから、更なる労働災害の増加が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、一層の労働災害防止対策を推進し、労働災害を減少傾向に転じさせ、今後における死亡労働災害「ゼロ」を達成するため、下記のとおり「**続・労働災害防止対策緊急強化運動**」を展開することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨を御理解賜り、傘下会員事業者に対し、別添リーフレット等を活用して本運動を広くご周知頂くとともに、団体を挙げてお取り組みいただきますよう、緊急に要請いたします。

記

- 1 期間
令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日
- 2 緊急取組事項（事業者の実施事項）
別紙のとおり

「続・労働災害防止対策緊急強化運動」実施要綱

真岡労働基準監督署

真岡労働基準監督署管内においては、10月末現在、労働災害により2人の尊い生命が失われており、休業4日以上¹の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）は、前年同期より40人（34.5%）増加の156人に達し、すでに前年の年間発生件数（154人）をも上回る勢いであるなど、**極めて危機的な状況**です。

全国の死亡災害において、「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」がワースト1位と2位を占めるところ、過去5年間の真岡労働基準監督署管内の労働災害発生状況を見ますと、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の上位3つの災害（3大災害）が労働災害全体の約50%を占め、かつ、構成比、災害発生件数ともに年々増加傾向にあります。

令和5年10月末現在の休業4日以上¹の死傷者数人のうち、3大災害による死傷者数は82人と、前年同期と比べ20人（32.3%）の増加となっており、労働災害急増の主要因となっています。

3大災害の発生要因を見ますと、次の①～③のとおり、設備等のハード的な要因と労働者自身の行動等ソフト的な要因の複合によるものが急増しています。

- ① 「転倒」については、安全な作業スペースや通路が確保されていない環境や、不安全な行動その他身体機能の低下による災害が、**50歳以上**の高年齢労働者を中心に多発。
- ② 「墜落・転落」については、**開口部**や**足場**、**荷台**からのほか、**機械設備の昇降時**や**踏み台・脚立**使用時の不安全行動による災害が多発。
- ③ 「はさまれ・巻き込まれ」については、安全装置の不備または安全装置を無効化する等不安全な状況下で、機械の運転を停止せずに行う**トラブル対応・掃除・調整作業等の非定常作業**のほか、**資材・用具等**を取り扱う際の**不安全行動**による災害が多発。

特に年末年始を含む12月から翌年1月にかけては、業務の集中に伴い、安全衛生管理水準の低下や、不安全行動が生じやすいほか、大掃除、機械の保守点検・再稼働等で非定常作業が多くなり、更なる労働災害の増加が懸念されます。

については、管内の各労働災害防止団体等とともに、下記のとおり緊急の取り組みを実施しますので、各事業者においては、経営トップの強いリーダーシップの下、安全衛生管理体制を確立し、「行動災害防止に向けた安全衛生教育」の実施をはじめ、「墜落リスクのない作業環境の確保」及び「機械の本質安全化」に向けた職場の総点検並びに「安全な作業方法の確立」に向けた危険な非定常作業の洗い出しと作業方法の見直し等労働災害防止の取り組み強化をお願いします。

1 目的

今後における労働災害による死亡者数「ゼロ」の達成及び死傷者数の減少。

2 期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

3 緊急取組事項（事業場において実施する事項）

(1) 行動災害防止に向けた教育・指導

- ・ 職場ごとに、職長等を中止とする安全衛生管理体制を確立すること。
- ・ KY等各種ミーティングを活用し、行動災害ほか労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けること。
- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」及び「THP指針」に基づき、労働者の身体機能をはじめとする心身両面の総合的かつ積極的な健康維持を図ること。
- ・ 労働者の身体機能の維持向上のため、「ロコチェック」等を実施し、リスクの見える化を図り、労使間で問題意識を共有した上で運動プログラムの実施等に関する教育・指導を行うこと。
- ・ 「Aない声かけ運動！プラス」を推進し、職場全体で安全意識の高揚を図り、安全な作業場所の確保・維持、不安全行動の防止を図ること。

(2) 墜落リスクのない作業環境確保に向けた職場の総点検

- ・ 開口部等に対する手すり等墜落防止設備の設置状況及び墜落危険箇所における要求性能墜落制止用器具等の使用状況について、総点検を実施すること。
- ・ 荷主等と運送事業者が連携を図りながら「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷台等からの墜落防止対策を推進すること。
- ・ 脚立等について、適切なものを安全に使用しているか総点検を実施すること。作業をする場合は3点支持のもと作業が行えるよう、手すり付脚立の使用等の対策を検討すること。

(3) 機械の本質安全化に向けた職場の総点検

- ・ 機械設備について、安全装置の設置及び作動状況等を含めた総点検及びリスクアセスメントを実施し、残留リスクの洗い出しと非定常作業時を含む本質安全化を考慮した対策（安全カバーや緊急停止機構を有する安全装置の設置等）を進め、更なるリスク低減を図ること。

(4) 安全な作業方法の確立

- ・ 残留リスクを考慮した安全な作業手順（マニュアル）の作成及び周知徹底状況について、点検整備を図ること。
- ・ 機械等のトラブル要因の除去、清掃等の非定常作業時において、機械等の運転停止が徹底されるよう労働者に教育、指導を行うこと。